

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは「人々の健康な生活のためにクオリティの高い眠りの提供に努め企業価値を高めることで社会の進歩と発展に貢献し全社員の成長と幸福を追求する」を企業理念とし、継続的な企業価値の向上とコーポレート・ガバナンスが最重要課題であると認識し、そのために経営の透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると認識しております。

このため、取締役会のほか監査役会による取締役の業務執行の監視に加え、コンプライアンス委員会等の経営上重要な会議体を形成し、日々の業務執行に対する監視を怠らない方を講じております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 招集通知の英訳方針等】

【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

今後において、海外投資家、機関投資家の株主比率を勘案しながら、検討してまいります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務】

【補充原則4-2-1 中長期的な業績と連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬との割合の適切な設定】

当社の役員報酬については、現在固定性の高い月額報酬で構成され株主総会で決議されております。現状、安定的な業績を維持しており、取締役の報酬については、中長期的な業績と連動する報酬体系や自社株報酬を設定しておりません。今後の経営環境の変化に対応しつつ、さらなる企業価値向上と成長に向けての制度・環境を整備してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

【補充原則4-8-1 独立社外取締役のみを構成員とする会合の定期的開催など情報交換・認識共有】

【補充原則4-8-2 筆頭独立社外取締役の選任】

当社は社外取締役を1名選任しており、取締役会等において助言・提言を行うことで、客観的な経営の監督の実効性を確保しております。今後、他の独立社外取締役が選任され複数名となった際は、筆頭独立社外取締役選任並びに独立社外取締役のみを構成員とする会合の定期的開催などを検討してまいります。

なお、独立役員間での活発な議論による有効な助言が得られ、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることができる監査等委員会設置会社への移行も併せて検討してまいります。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

【補充原則4-10-1 指名・報酬の諮問委員会への独立社外取締役の関与】

監査役会設置会社である当社の独立社外取締役は取締役9名の内1名となっており、取締役会の過半数に達しておりませんが、取締役会においては必ず独立社外取締役の発言の機会を設け、取締役会の監督機能を強化しております。指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討のための任意の諮問委員会等の設置は今後、検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

分析・評価の実施とその概要開示については、今後、検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、業績や将来の経営環境、市場動向等を踏まえ中期経営計画を策定し、各事業戦略や収益計画の目標値を定めておりますが、現在のところは単年度の数値目標等を公表しております。今後は、中期的な事業戦略、経営指標並びに目標値等の公表についても検討してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式を原則として保有いたしません。事業遂行において取引関係の維持・強化等を通じ、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合には保有いたします。また、当社及び投資先企業双方の円滑な事業遂行、企業価値向上に寄与するか否かを総合的に判断し、適切に議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引「関連当事者間取引に係る手続きの枠組み」】

当社グループでは、グループ会社も含めた全役員に関連当事者取引の有無に関する申告を義務付けております。新規取引が関連当事者取引等に該当する場合は、上述の要件を慎重に検討した上で、取締役会の決議を得ることにより、取引の適正性を確保する体制を築いております。既存の関連当事者取引の継続可否については、新たな事業年度開始後の最初の取締役会にて、当該取引を継続する合理性や取引条件が適切かどうかを確認のうえ、当該取引の継続可否を決議しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念として、社是、企業理念、社訓を当社グループウェブサイトに掲載しております。また経営戦略等についても同様に、当社グループウェブサイト(<http://www.maruhachi.co.jp/>)の「IR情報」に掲載しております。

(2) 当社グループでは、「人々の健康な生活のためにクオリティの高い眠りの提供に努め企業価値を高めることで社会の進歩と発展に貢献し全社員の成長と幸福を追求する」という企業理念のもと、総合寝具関連企業として積極的な事業展開を行っております。当社グループは継続的な企業

価値の向上とコーポレート・ガバナンスが最重要課題であると認識し、そのために経営の透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると考えております。そして、この考えに即して今後も適切なコーポレート・ガバナンスのあり方を適宜検討してまいります。

(3) 当社の役員報酬等は、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内において、会社業績、経済情勢等を考慮し、取締役については独立社外取締役も含めた取締役会の決議により、監査役については監査役会の決議により決定しております。なお社外取締役の報酬は独立性確保の観点から固定報酬としております。

(4)

(経営幹部、社内取締役候補の指名について)

- ・当社グループ事業全体を見渡せる広い視野とバランス感覚を持つこと
- ・現状に囚われず、先見性を持ち、戦略的思考ができること
- ・役員としての知見(マネジメント、会計、財務、法務等)を有すること
- ・熱意、意欲があり、健康体であること
- ・役員規程を遵守できること

(常勤監査役の指名について)

- ・当社グループ各部門の事業に深い理解力があること
- ・株主の負託を受けた監査役として、深い知見(会計、法務、コンプライアンス、リスク管理等)を有し、独立した機関として取締役の職務執行を監査できること

(取締役の構成について)

当社は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすためには、当社の戦略的な方向付けを行う上で、取締役会メンバーとして当社の事業やその課題に精通する者が一定数必要であることに加え、取締役会の独立性・客観性を担保するため、取締役会メンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することも重要であると考えます。このような観点から、当社取締役会の取締役構成については、常勤取締役、社外取締役、中間統括会社の代表取締役社長としております。中間統括会社の代表取締役社長は、グループ経営にも参画のうえ経営情報・方針を共有し、また、中間統括会社の業務執行情報等を当社へ報告することとなっております。このほか、会計財務に関する知見を有する者、企業経営経験者等、多様なバックグラウンドやキャリアを持つ候補者を社外取締役・社外監査役候補者として指名することを基本方針としております。

(5) 取締役候補者および監査役候補者は上記「(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」に基づき指名しており、個々の略歴について、株主総会招集通知および有価証券報告書において開示してまいります。

#### 【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、法令、定款及び取締役会規程に基づき、株主総会、取締役、決算、株式、組織・人事及び重要な業務執行等に関する重要な案件を取締役に付議することを定めております。また、業務の効率的運営や責任の明確化の観点から、職務権限規程及び稟議規程にて、案件の規模や重要性毎に、役職に応じて権限委譲の範囲を具体的に定めております。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は会社法に定める社外取締役要件及び名古屋証券取引所が定める独立性基準に加え、当社業務について中立的かつ客観的な視点での助言による執行体制の強化において重要な役割を担うことができることを重視し、さらに実効性、専門性を勘案した上で総合的な観点で、独立社外取締役を選定するように努めております。

#### 【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性・規模に関する考え方と取締役の選任に関する方針・手続】

当社取締役会の取締役構成については、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性・規模を考慮し、常勤取締役、社外取締役、中間統括会社の代表取締役社長としております。中間統括会社の代表取締役社長は、グループ経営にも参画のうえ経営情報・方針を共有し、また、中間統括会社の業務執行情報等を当社へ報告することとなっております。

#### 【補充原則4-11-2 役員が他の上場会社を兼任する場合の開示】

上場会社の役員を兼任している者は以下のとおりであります。

(社外監査役)

木下 邦彦 シンワアートオークション株式会社 社外取締役

#### 【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役・監査役に対するトレーニングの方針については、取締役・監査役が期待される役割・責務を適切に果たすべく、随時トレーニングを行うこととしており、各種加入団体、監査法人、名古屋証券取引所等が主催する各種セミナーや勉強会に積極的に参加し、法務や財務をはじめとする必要な知識の取得や更新などに努めております。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社の株主との建設的な対話に関する方針は、以下のとおりであります。

- ・経営企画室IR担当が窓口となり、必要に応じて取締役管理本部長が対応する
- ・当社は、株主・投資家へ正確な情報を適時・正確に開示し、信頼関係を築いていく
- ・当社ウェブサイト「IR情報」を掲載する。また年2回会社(決算)説明会を実施し、当該資料を速やかに当社ウェブサイトに掲載する
- ・株主・投資家との対話内容は、適宜取締役会で報告し、情報を共有する

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社洋大	10,599,800	63.93
岡本八大	877,600	5.29
岡本一八	756,000	4.56
株式会社静岡銀行	520,880	3.14
竹田和雄	160,000	0.97
株式会社りそな銀行	140,000	0.84

中原景三	120,000	0.72
横山久道	90,000	0.54
間瀬久吉	65,000	0.39
稲垣健一	57,200	0.35

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	株式会社洋大（非上場）

#### 補足説明

当社は自己株式2,263,340株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。  
 なお、新規上場に伴い、自己株式1,016,000株を処分し、岡本八大が381,800株を、岡本一八が260,200株をそれぞれ売出ししております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3月
業種	繊維製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループは、株式会社洋大（以下、「同社」という。）との取引を今後行わない方針であります。同社との取引（以下、「関連当事者取引」という）については、新年度最初の当社定例取締役会において、関連当事者取引が存在し、継続する場合には、取締役会決議を必要としております。これにより、関連当事者取引の取引理由、必要性、取引条件等の適正性、妥当性等を十分に検証のうえ意思決定を行うことができ、少数株主の利益を損なう取引を排除することが可能となっております。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社と株式会社洋大（以下、「同社」という。）との事業活動の関連性はなく、事業上の制約を受けることはないため、当社は独自の経営判断による事業活動を行い、一定の独立性を確保することを基本方針としております。また、当社には同社から取締役が就任しておりますが、その数は当社の取締役9名のうち2名と、過半数に至る状況ではなく独自の経営判断を行える状況にあります。

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
松本泰幸	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本泰幸	○	株式会社日本アグリマネジメント代表取締役社長等を兼任しておりますが、特別な利害関係はありません。	大手金融機関並びに事業会社勤務を経て、現在は農業経営コンサルティング企業の経営者として活躍するかたわら、学校法人グロービス経営大学院にてアカウンティング並びにファイナンスの教授を務め、企業経営にかかる豊富な経験に基づく識見を有していることから、当社の社外取締役ならびに独立役員として株主利益に寄与するものと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

--	--



## 【独立役員関係】

独立役員の数 3名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬については、現在固定性の高い月額報酬で構成され株主総会で決議されております。現状、安定的な業績を維持しており、取締役の報酬については、中長期的な業績と連動する報酬体系や自社株報酬を設定しておりません。今後の経営環境の変化に対応しつつ、さらなる企業価値向上と成長に向けての制度・環境を整備してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。平成27年3月期に係る報酬の総額については、当社の取締役に対する報酬は116,410千円(うち社外取締役500千円)、監査役に対する報酬は16,620千円(うち社外監査役2,370千円)で、役員報酬の合計は133,030千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については株主総会の決議により取締役並びに監査役それぞれの報酬等の限度額が決定されております。各取締役並びに監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役会の決議により決定されております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役並びに社外監査役に対する取締役会に係る情報提供等のサポートは、総務グループ、経営企画室が連携して行っております。取締役会の開催にあたっては、取締役会運営マニュアルに基づき、事前に議題を社外取締役、社外監査役を含む全取締役、全監査役に通知し周知しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会及び監査役会設置会社であり、取締役会の議長は代表取締役社長が、監査役会の議長は常勤監査役が務めております。取締役会は、取締役9名(うち社外取締役1名)で構成されており、会社法で定められた事項のほか、事業計画等の重要事項の意思決定及び業務執行の監督のため、毎月1回の開催を定例化しております。

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。監査役は、取締役会に出席し、取締役の業務執行を監督するとともに、代表取締役会長、代表取締役社長のほか、取締役との面談により経営課題や問題点を共有し、様々な観点で取締役の業務執行に対して厳正にモニタリングを行っております。監査役は、毎月1回監査役会を開催し、監査役監査に関する協議を行っております。

また、中間統括会社の3社にもそれぞれ取締役会及び監査役を置き、さらに生産部門を担う株式会社丸八プロダクトには製造開発委員会を、ダイレクトセールスを統括する株式会社丸八真綿販売には販売戦略委員会ならびに販売コンプライアンス会議を設置し、それぞれ専門分野での顧客のニーズ、市場の動向及びコンプライアンス等に関して迅速かつ機動的な対応が出来るよう権限を付与しております。

さらに、各グループ会社間の課題や現状を相互に共有することでグループ企業体としての結束を強化し、さらに連携することによる業務執行の効率化を図るため、2ヶ月に1度、グループ各社の社長等が一堂に会するTOP会を開催しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは継続的な企業価値の向上とコーポレート・ガバナンスが最重要課題であると認識し、そのために経営の透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると考えております。そして、この考えに即して適宜、適切なコーポレート・ガバナンスのあり方を検討しております。

当社グループの組織構成は、業務分野別(ダイレクトセールス部門、生産部門、その他部門)に当社子会社の3つの中間統括会社を設置し、その資本傘下の事業孫会社を管理・統括しております。これにより、それぞれの業務分野についての機能、役割、責任を明確にし、業務運営が円滑に推進できるようになるとともに、事業孫会社がグループにおけるそれぞれの分野を担うという自主自立の精神と危機感を持ち、グループ全体の事業活動を活性化することが可能となっております。

また、社外取締役を選任し、取締役会の監視・監督機能の強化と議論の活性化を図っております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今後検討すべき課題であると認識しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けて定時株主総会を開催する予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題であると認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題であると認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題であると認識しております。
その他	招集通知を、当社グループウェブサイトへ掲載する予定であります。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページへの掲載を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を積極的に開催し、当社の代表取締役社長が、決算内容のほか、今後の見通しや当社の戦略について説明していく予定であります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期並びに年度決算にかかる決算説明会を開催し、当社の代表取締役社長が、決算内容のほか、今後の見通しや当社の戦略について説明を行ってまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社グループウェブサイトにて掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	丸八グループ三大綱領を制定しており、役員並びに社員の行動方針・指針としております。また、企業倫理宣言を制定し、コンプライアンスを重視するとともに、ステークホルダーの立場を尊重する方針であります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、古ふとんのリサイクル業務を行っております。当社グループは、寝具等の製造、販売、関連サービスまで一貫して行っていることから、製品の最終処分まで行うことが、企業としての責務と考えております。具体的には、販売時においてお客様の不要になった古ふとんを無償回収したうえで、当社グループの袋井リサイクルセンターにおいて解体・分別し、羽毛原材料への再生や固形燃料への転用を図っております。これにより地球温暖化や環境汚染の防止に貢献するほか、古ふとんの素材の研究を通して、新製品の開発・研究にもつなげております。

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下の「内部統制システム構築の基本方針」を定め、業務の適正性の確保を図っております。

### 1. 当社及び当社子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの経営に関する管理・監督機能を担う持株会社である。当社は、当社グループの社会的責任及び株主その他の利害関係人との関係に配慮しつつ、企業価値の向上を図ることを目的とし、以下のとおり、当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築する。

(1) 取締役会が当社グループの経営方針の決定を行い、執行を監視する。取締役は、法令を遵守し、善管注意義務を果たし、経営方針に基づき職務を執行する。また、取締役は、当社グループの役割分担と連携に留意しつつ、情報の共有と適切な情報開示を行う。

(2) 取締役は、当社グループの企業理念である「人々の健康な生活のためにクオリティの高い眠りの提供に努め 企業価値を高めることで社会の進歩と発展に貢献し 全社員の成長と幸福を追求する」に基づき、寝具・リビング用品及び関連サービス等を、広く社会から支持される方法で誠実に提供するにあたり、法令、定款、社内規程などの遵守を確保するために、当社が定めた企業倫理宣言並びにコンプライアンス管理規程を実践する。

(3) 取締役は、当社グループ各社について、法令の遵守、財務報告の信頼性確保、業務の効率化、資産の保全等の観点から、有効かつ実効的な内部統制が確保されるよう体制の整備を行う。

### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の株主総会、取締役会その他重要会議の決定のプロセス及びその重要な決定事項の執行について、文書管理規程、文書マニュアル等の規程体系を整備し、書面または電磁的媒体に記録し保存すること及び使用人に対する教育・モニタリングを実施すること等により、情報の保存及び管理を適正に行う。また、当社は、子会社に対し、取締役の職務の執行に係る事項について、当社と同様に電子媒体を含む情報の適切な保存及び管理がなされるよう、その指導を行う。

### 3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社の取締役会直轄のリスク委員会を設置し、当社グループの全社的なリスクマネジメントを行う。当社グループの各部門が対処することが相当と判断されるリスクについては、リスク委員会が、それらの活動に関し点検・助言・指導を行う。

(2) 当社グループの製品の品質、情報システムのセキュリティ、機密情報（個人情報を含む）流出、売掛金回収、カントリーリスク、販売コンプライアンス違反等に起因する損失のリスクの顕在化については、当社の経営企画室が主管し、当社グループ各部門が協力して対応する。これらのリスク回避のために、当社は各種規程、マニュアルを定め、当社グループ使用人に適宜適切な研修・教育を実施する。

(3) 当社の内部監査室及び監査役がそれぞれの当社グループ各部門での監査において、リスクを認識した場合は、当社の取締役社長に報告する。

### 4. 当社グループ取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社グループ各社の経営陣の規模は、当社グループの事業環境、経営戦略、経済情勢または法令等の変化に機動的に対応できるものとする。

(2) 当社の取締役会が当社グループの経営の基本方針と戦略及び重要な職務執行にかかる事項を決定し、職務執行を行う子会社取締役との連携を図る。

(3) 組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程に従って職務執行を行うことにより、当社グループ各社において取締役の職務執行の効率化を図る。

### 5. 当社グループ使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス管理規程を制定し、当社グループ各社のコンプライアンス活動の組織体制及び運営方法を明確にする。コンプライアンス管理規程に基づき、当社グループ各社各部門の責任において指導及び教育を実施し、かつ、コンプライアンス活動が適切に行われているかを評価、検証し、またその改善を図る。

(2) 当社グループ各社においては、使用人は誰でも、職務執行過程において、法令・規則・定款等との適合性を疑わせるような事態に直面した場合は、当社の法務グループまたは必要に応じて弁護士の意見を求めることができることとし、また、コンプライアンスに関する相談、通報制度として公益通報窓口を設置する等の体制を整備し、コンプライアンスの実効性を図る。

(3) コンプライアンス管理規程に基づき、コンプライアンス委員会及び販売コンプライアンス会議を定期的開催し、当社グループ全体で、コンプライアンスに関して継続的に取り組むものとする。

(4) 反社会的勢力に対しては、反社会的勢力対策規程を定め、対応部署の設置、外部専門機関等との連携、反社会的勢力に関する情報の収集等、不当・不法な要求に対して毅然として排除する体制を整備するとともに、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、当社グループ各社が同様の体制を取るものとする。

### 6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は子会社に対しては、当社の支配の状況、各子会社の業務の内容、各子会社に適用される法令の内容等を精査し、子会社毎に業務の適正を確保するための体制を検討する。

(2) 当社は持株会社として、グループで統一的に管理する部分と子会社毎で管理する部分とを見極め、当社グループにおける業務の適正を確保するため、情報伝達手段、監査制度の充実等を柱とする体制を構築する。

### 7. 当社子会社取締役等の職務執行に係る事項の報告に関する体制

(1) 当社の代表取締役は、子会社取締役を兼務するか、または子会社の取締役会にオブザーバーとして出席することで、子会社取締役等の職務執行状況を把握し、当社の定例取締役会で報告する。

(2) 関係会社管理規程に基づき、当社経営企画室が子会社管理の主管となる。経営企画室は、子会社各社の月次業績等の業務執行状況報告を子会社の代表取締役に義務付けている。経営企画室は、当該報告内容を当社代表取締役へ報告する。

(3) 職務権限規程に基づき、グループ全体又は経営の根幹に係る重要事項については、子会社が稟議書等により起案し、経営企画室に報告さ

れ、当社取締役会での審議を経て、対応を決定することで、企業集団としての意思統一を図る。

8. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 現在、監査役を補助すべき使用人は置いていないが、必要に応じ、監査役の職務を補助するための使用人を置くこととする。なお、監査役の職務を補助する使用人の身分の決定は、監査役の同意を得て行う。
- (2) 監査役を補助する使用人は、原則として当社の業務執行に係る職務を兼務せず監査役の指揮命令下で職務遂行し、取締役及び使用人からの指揮命令は受けないものとする。また、その評価については監査役の意見を尊重する。
- (3) ただし、前項については、兼務使用人が補助に当たる場合もあり、補助の期間が終了した場合は従前の指揮命令下に戻るものとする。なお、監査役を通じて知り得た会社情報は、許可無く他の取締役・使用人等に漏洩してはならない。

9. 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、当社の監査役は重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、代表取締役をはじめとする取締役と随時会合を持ち、経営方針を確認し、当社グループが対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
- (2) 当社グループの取締役、監査役及び使用人が当社の監査役会または監査役に対して報告する体制を持つ。
- (3) 当社の監査役が当社グループの取締役及び使用人に対して質問し、または書類若しくは資料の提出を求めた場合、対応する体制を持つ。
- (4) 当社の監査役が、当社グループ各社の重要会議への出席等が必要と判断した場合の会議への出席、及びそれら会議の議事録の閲覧、監査に関する体制を持つ。
- (5) 子会社の監査役に対し、子会社取締役会資料等や監査結果の情報を提出させること等ができる体制を持つ。
- (6) 当社の監査役は、会計監査人、内部監査室と、必要な範囲で業務の連携と情報の共有化を図る。

10. 当社の監査役へ報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、当社の監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

11. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なであると認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、「反社会的勢力への対応方針」を定め、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供いたしません。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応部署

法務グループ

(2) 外部の専門機関との連携

反社会的勢力への対応について、神奈川県企業防衛対策協議会に加入するなど、平素より外部機関との連携を深めております。

(3) 対応規程、マニュアルの整備状況

反社会的勢力対策規程、反社会的勢力調査規程、反社会的勢力調査マニュアルの制定、運用を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

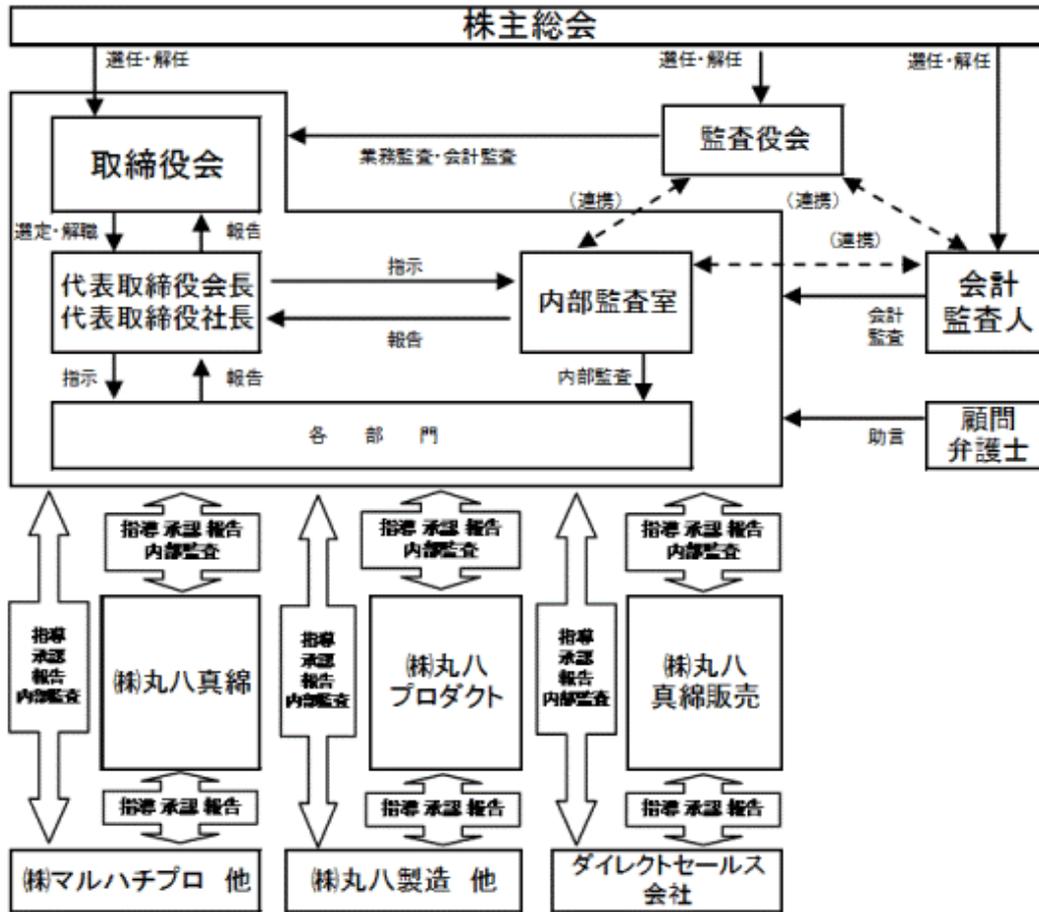
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制の模式図を参考資料として添付致します。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

